

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 28 年度
計画主体	南牧村

南牧村鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名：南牧村振興整備課

所在地：南牧村大字大日向 1098

電話番号：0274-87-2011 (代)

F A X 番号：0274-87-3628

メールアドレス：pub02574@vill.nannmoku.gunma.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ハクビシン、ニホンジカ、ニホンザル、クマ、カラス
計画期間	平成 29 年度～平成 31 年度
対象地域	南牧村一円

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の状況 (平成 27 年度)

鳥獣の種類	被害の状況	
	品目	被害数値
イノシシ	コンニャク、馬鈴薯、甘薯	7.9 万円 3a
ハクビシン	トウモロコシ、ブドウ、トマト	22.0 万円 3a
ニホンジカ	(ヒノキ)、(スギ)、ホウレンソウ、いんげん豆、花卉	50.9 万円 16a (80 万円) (5.0ha)
ニホンザル	馬鈴薯、玉ねぎ	1.1 万円 5a
クマ	柿、栗、リンゴ	49.6 万 (H26) 8a
カラス	小豆、インゲン、トウモロコシ、大豆	- 3a

(2) 被害の傾向

イノシシ	主にイモ類の食害が中心である。近年の被害は減少傾向にある。
ハクビシン	主にトウモロコシやトマトなどの果菜類やブドウ等の果樹の食害が発生している。また住居侵入など生活環境にも被害が発生している。
ニホンジカ	村内の山沿いを生息地域としていたが、近年は生息頭数の増加により人家付近まで進出し、ほとんどの農作物に食害等の被害が発生しているほか、林業においても苗木の食害、皮剥ぎなどの被害が発生している。 また、夜間の出没に関し交通事故等も多く発生しており問題となっている。
ニホンザル	近年サルが群れで出没しており、野菜を中心に被害が出ている。
クマ	近年農家付近に出没し、人家近くの柿や栗の食害等が発生している。また、農家近くなので農業者等への人へ被害も心配される。
カラス	近年カラスが増えており作物の播種時等に、被害が発生している。音などで追払い等行うが利口な為あまり効果が無い。

(3) 被害軽減目標

目標	現状値 (平成 27 年度)		目標値 (平成 31 年度)	
イノシシ	7.9 万円	3a	5 万円	2a
ハクビシン	22.0 万円	3a	10 万円	2a
ニホンジカ	50.9 万円	16a	30 万円	10a
ニホンザル	1.1 万円	5a	0.5 万円	1a
クマ	49.6 万円 (H26)	8a	20 万円	4a
カラス	—	1a	0 円	0.5a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>1. イノシシ 狩猟期間以外は銃器や捕獲檻、ワイヤートラップ等を活用した有害捕獲を実施してきた。</p> <p>2. ハクビシン 小型捕獲檻を活用しての捕獲体制を整備した。</p> <p>3. ニホンジカ 狩猟期間以外は銃器や捕獲檻、ワイヤートラップ等を活用した有害捕獲を実施してきた。</p> <p>4. ニホンザル 銃器及び箱罠による捕獲や出没時の追い払いを行ってきた。</p> <p>5. クマ 銃器及び箱罠による捕獲や出没時の追い払いを行ってきた。</p> <p>6. カラス 追い払いや銃器による捕獲の実施</p>	<p>人家周辺まで生息範囲が拡大しており、銃器による捕獲が困難となっている。</p> <p>生息範囲は、村内全域に広がっており、捕獲の担い手が不足している。</p> <p>個体数が増えている、個体数の減少には相当数の捕獲が必要となる。</p> <p>罠に掛かりづらく、人数を要しても捕獲が困難である。</p> <p>畑や人家周辺まで出没するようになり、クマの襲撃による人身被害の発生内容早急な対策が必要。</p> <p>追い払いなど行うが、一時的に逃げるが人気がないと播種した種を食害してしまう。</p>

防護柵の設置等に関する取組	<p>イノシシ、ハクビシン、ニホンジカの対策として補助事業や村費補助を活用して電気柵、金網柵、ネット等による防除を実施し圃場への侵入を防いだ。</p> <p>ニホンザル、クマ、カラスに対しては住民からの情報により、轟音玉や花火等を使用し追い払いを行った。</p>	<p>電気柵の管理は、漏電を防ぐため除草や線の見回りを定期的に行うなど管理しなければならず、高齢農家には負担が大きい。</p> <p>ニホンザル、クマ、カラスについては被害防除が難しく、追い払いに関しても情報を受けてから駆け付けるまでに移動してしまうことが多い。</p>
---------------	---	---

(5) 今後の取り組み方針

イノシシ、ハクビシン、ニホンジカ、クマ、カラスについては、農作物被害を減少させるため、侵入防止柵や防止網等の設置や罠、銃器での捕獲を行う。

ニホンザルについては、罠、銃器での捕獲を行うと共に、発信機の設置を検討し群れの把握に努め轟音玉等による追い払いを行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

村有害鳥獣捕獲隊の隊員を第11次県鳥獣保護管理事業計画による鳥獣被害対策実施隊とし、具体的には次のとおりとする。

イノシシ・ハクビシン・ニホンジカ・ニホンザル・クマ・カラスについて有害鳥獣捕獲隊及び実施隊の管轄区域を担当地区として、捕獲業務を担うものとする。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取り組み内容
29	イノシシ	ワイヤートラップを10基導入し、捕獲にあたる。被害農家による罠免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	ハクビシン	被害農家による罠免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	ニホンジカ	ワイヤートラップを90基導入し、捕獲にあたる。被害農家による罠免許取得等を推進し捕獲者の育成

		を行う。
	ニホンザル	轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化する。
	クマ	轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化する。
	カラス	被害農家による銃免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
30	イノシシ	ワイヤートラップを10基導入し、捕獲にあたる。被害農家による罨免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	ハクビシン	箱罨を20基導入し捕獲にあたる。被害農家による罨免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	ニホンジカ	ワイヤートラップを90基導入し、捕獲にあたる。被害農家による罨免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	ニホンザル	轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化する。
	クマ	轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化する。
	カラス	被害農家による銃免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
31	イノシシ	ワイヤートラップを10基導入し、捕獲にあたる。被害農家による罨免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	ハクビシン	被害農家による罨免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	ニホンジカ	ワイヤートラップを90基導入し、捕獲にあたる。被害農家による罨免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。
	ニホンザル	轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化する。

クマ	轟音玉等の取扱者の育成を行い、追い払いを強化する。
カラス	被害農家による銃免許取得等を推進し捕獲者の育成を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシについては、近年は減少傾向であったが、平成 24 年度の年間捕獲数が 17 頭に対し、平成 27 年度の捕獲数が 4 頭と近年は減少傾向であったが、平成 28 度においては被害報告も多く、今後の被害拡大が危惧される。民家付近まで出没しており、被害発生時期は春の植え付け次期と秋の収穫時期に多い。引き続き捕獲隊による捕獲を行う。

ハクビシンについては、平成 24 年度の年間捕獲数が 35 頭に対し、平成 27 年度は、23 頭と減少はみられるが依然として農作物への被害は多く。住宅周辺に出没し生活被害も見受けられることから、小型捕獲檻による捕獲・防除を行う。

ニホンジカについては、平成 24 年度の年間捕獲数が 73 頭であったが、平成 27 年度の捕獲数は 138 頭であり、大幅に増加している。目撃情報も民家付近の情報が多くなってきており、最も被害件数の多い鳥獣のため、捕獲隊及び実施隊による捕獲・防除に特に力を入れる。

ニホンザルについては、平成 25 年度以降に一部地域に群れでの生息が確認され、農作物被害の報告も増えている。捕獲隊及び実施隊による追い払い・捕獲に力を入れる。

クマについては、近年人家近くで目撃が多く捕獲例もあり柿や栗などの食害も報告されている。捕獲隊及び実施隊による追い払い・捕獲に力を入れる。

カラスについては、近年増加傾向にあり播種時に被害の報告がされている。捕獲隊及び実施隊による追い払い・捕獲に力を入れる。

対象鳥獣	捕獲計画数		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	20頭	20頭	20頭
ハクビシン	30頭	30頭	30頭
ニホンジカ	240頭	240頭	240頭
ニホンザル	10頭	10頭	10頭
クマ	10頭	10頭	10頭
カラス	30羽	30羽	30羽

捕獲等の取組内容

イノシシについては、4月から10月の約7ヶ月間において農家の被害報告にもとづき村全域において捕獲檻とワイヤートラップによる捕獲を行う。

ハクビシンについては、果樹等の被害の多い収穫期を中心に4月から10月の約7ヶ月間において農家の被害報告にもとづき村全域において捕獲檻による捕獲を行う。生活被害対策としては年間を通し捕獲檻による捕獲を行う。

ニホンジカについては、農作物被害対策として4月から10月の約7ヶ月間において農家の被害報告にもとづき村全域においてワイヤートラップによる捕獲を行う。また年間を通して、侵入防止柵にかかった個体において銃器による捕獲を行う。

ニホンザル、クマ、カラスについては、被害にあった農家や住民の情報により轟音玉による追払いや罠や銃器による捕獲を行う。

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルについて、狩猟期間を除き2・3月において銃器による一斉捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

獣種や個体の状況、周辺環境等により捕獲しようとする個体に一定以上近づくことが危険と判断される場合において、ライフル銃による捕獲を行う。

(4) 許可権限移譲

対象地域	対象鳥獣
	平成11年4月1日及び平成20年4月1日付けで権限移譲されており該当なし。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	金網柵 500m	金網柵 500m	金網柵 500m
ニホンジカ	電気柵 500m	電気柵 500m	電気柵 500m
ハクビシン	電気柵 500m	電気柵 500m	電気柵 500m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	ニホンザル・クマ・カラス	被害情報により轟音玉等による追払いを行う。
30	ニホンザル・クマ・カラス	被害情報により轟音玉等による追払いを行う。
31	ニホンザル・クマ・カラス	被害情報により轟音玉等による追払いを行う。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南牧村	出没情報の収集および情報の周知を行う。 緊急時には住民と実施隊、警察等との間に入り状況の確認や連絡調整を行う。
鳥獣被害対策実施隊	市町村、警察等と連携し、捕獲を行う。
警察	必要に応じ捕獲の立ち合い又は実施隊と協力し捕獲等の協力を行う。
富岡環境森林事務所	必要に応じ技術供与と指導を行う。

(2) 緊急時の連絡体制

住民等からの報告を受け、市町村が状況を確認し実施隊による捕獲を行う。必要に応じ警察や森林事務所等の協力を要請し対処する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	南牧村有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
南牧村	集約した情報のまとめや対策の指示。
南牧村猟友会	鳥獣の捕獲、駆除、追払い、情報の提供。会員の育成を行い鳥獣被害対策実施隊の隊員確保に努める。
南牧村農業委員会	被害農家から協議会への被害の連絡。協議会と被害農家の連携に務める。
西部農業事務所富岡地区農業指導センター	技術供与と指導。協議会での助言。
富岡環境森林事務所	技術供与と指導。協議会での助言。
甘楽富岡農業協同組合	協議会と被害農家の連携に務める。各種情報の提供。
南牧村議会議員	住民からの要望等の集約、報告。
南牧村森林組合	技術供与と指導。協議会での助言。
各生産組合	協議会と被害農家の連携に務める。各種情報の提供。
南牧村農事組合	協議会と被害農家の連携に務める。各種情報の提供。
群馬森林管理署	技術供与と指導。協議会での助言。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
群馬県立自然史博物館	捕獲個体の調査。
鳥獣被害対策支援センター	技術供与と指導。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

第11次鳥獣保護管理事業計画による設置している南牧村有害鳥獣捕獲隊の隊員を特措法第9条に定める鳥獣対策実施隊対象鳥獣捕獲員として任命し、担当する地域の対象鳥獣4種類の捕獲を担うこととする。

なお、罝免許を所有する農業者については、その地域を担うことにする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

7. 捕獲等した対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、ニホンザル、クマ、カラスについては、捕獲隊員及び実施隊員、被害農家により捕獲現場及び村指定の場所に埋設により処理する。

その他必要に応じて群馬県立自然史博物館に送り、調査や学術研究に利用する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した有害鳥獣を有効活用する為、精肉や加工食品及び皮や角等の加工産物等、村の特産物として有効利用について検討し、実施できる内容については実現化したい。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--